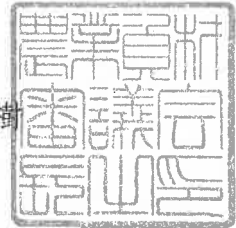


30 資 審 第 38 号
平成 31 年 3 月 22 日

環境大臣 原田 義昭 殿

農業資材審議会長 茶園 成樹



農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当する
かどうかの基準の変更について (答申)

平成 31 年 3 月 13 日付け環水大土発第 1903131 号をもって諮問のあった標記の件に
ついて、諮問のとおりの内容で改正するのが適当である。